

男女共同参画推進本部 ニュース

No.19 2006.10.15



「日本・ノルウェー 男女共同参画ジョイントセミナー」
におけるパネルディスカッションの様様

Contents

- P.1**
- 男女共同参画担当大臣に高市早苗氏が就任
 - 男女共同参画推進連携会議（第21回）の開催
 - 「2020年30%」の目標に関する大臣による要請
- P.2**
- 「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」を公表
 - 「日本・ノルウェー 男女共同参画ジョイントセミナー」を開催
 - 「平成17年度女性雇用管理基本調査結果概要－育児休業制度及び介護休業制度等の実施状況－」について
 - 「家庭教育に関する国際比較調査」の結果公表
 - 育児短時間勤務制度の導入等のための意見の申出
- P.3**
- 男女共同参画担当委員の活動状況について
 - 「理系に行こうinなら」の開催
 - INFORMATION
 - I種志望者対象「女子学生セミナー」開催のお知らせ
 - 日本司法支援センター（愛称：法テラス）業務開始！
 - 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間
- P.4**
- 平成18年度「女性に対する暴力をなくす運動」
 - 女性に対する暴力に関するシンポジウム
 - 平成18年度「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」の開催について
 - 「平成18年度男女共同参画宣言都市奨励事業」の開催

国内本部機構の活動状況

男女共同参画担当大臣に高市早苗氏が就任

平成18年9月26日に安倍晋三内閣が新たに発足し、高市早苗内閣府特命担当大臣が男女共同参画担当として就任しました。

同日の記者会見では、「少子化対策や男女共同参画などの施策の推進は国民生活に直結する分野であり、20年後に責任を持てるような中長期的な枠組みを作る。また、男性も女性も、その能力と努力に応じて、昇進や社会参加の平等な機会が与えられるべきであり、働く女性が出産・育児後も復職、再就職し、キャリアを中断せずに能力が発揮できる環境を作っていきたい。」旨の抱負を述べました。



男女共同参画推進連携会議（第21回）の開催

平成18年9月5日、総理大臣官邸において、「男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）第21回全体会議」が開催されました。

同会議には、猪口内閣府特命担当大臣（少子化・

男女共同参画）（当時）が出席し、あいさつしました。

篠塚英子議長（お茶の水女子大学教授）の進行のもと、事務局から平成18年度の活動についての説明と、「男女共同参画関連施策に関する最近の動き」として、東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催や2020年までに指導的地位の女性割合を30%程度にという目標に向けた取組の推進、少子化と男女共同参画に関する提案「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする働き方の見直し」等についての説明がありました。続いて、篠塚議長から「女性が働き続ける社会環境の実現を目指して」と題する講演が行われました。

最後に、「参加団体の活動状況に関する情報交換」として、日本女性科学者の会から報告があり、活発な意見交換が行われました。

「2020年30%」の目標に関する大臣による要請

男女共同参画基本計画（第2次）に明記された「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する。」という目標の内容を周知し、女性の参画の拡大について、社会的機運の醸成を図るため、9月5日、男女共同参画担当大臣より文書を発出し、地方公共団体、各種機関・

団体等に対して、それぞれの自主的な取組を進めること等に関し協力を要請しました。

「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」を公表

男女共同参画会議の「少子化と男女共同参画に関する専門調査会」では、平成18年9月に「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」を取りまとめました。本報告書は女性の有業率と出生率の関係に着目し、両者の関係に影響する社会環境について、日本国内の時系列データや、都道府県別データを用いて分析を行ったものです。日本では、女性が就労することと男女が子どもを産み育てることが両立するような社会環境の整備において、国内共通の課題があると考えられ、特に、長時間労働の是正、非正規化による雇用の不安定化への対応や地域における社会的な子育て支援体制の構築の重要性が指摘されています。

本報告書は、内閣府男女共同参画局のホームページ <http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/syosika/houkoku/kokunai-houkok.pdf> からご覧いただけます。

「日本・ノルウェー 男女共同参画ジョイントセミナー」を開催

平成18年9月12日に、女性と仕事の未来館（東京・港区）において、日本・ノルウェー共催の男女共同参画ジョイントセミナーが開催されました。セミナーでは、ノルウェーのカリータ・ベッケメレム子ども・平等大臣からノルウェーの男女共同参画の取組及びその効果について、猪口内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）（当時）から日本の男女共同参画の取組と最近の少子化問題とそれに対する対応について基調講演がありました。続いて活発かつ熱気溢れるパネルディスカッションが行われました。パネリストは、鹿嶋敬 実践女子大学教授、大沢真知子 日本女子大学教授、アルニ・ホーレ ノルウェー王国子ども・平等省家族・男女共同参画局長、塚本ニナ レールダルメディカルジャパン株式会社ロジスティクス/ITマネージャーに務めていただきました。男女共同参画、少子化問題について先進的な政策を実施しているノルウェーと議論を深化させることができ、大変有意義なセミナーとなりました。

「平成17年度女性雇用管理基本調査結果概要－育児休業制度及び介護休業制度等の実施状況－」について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局では、毎年、女性労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握するために、「女性雇用管理基本調査」を実施しています。

平成17年度は、育児休業制度及び介護休業制度等の実施状況等について約10,000事業所を対象に調査

を実施しました。

育児休業制度の規定のある事業所割合は61.6%であり、女性の育児休業取得率は72.3%、男性は0.50%となっています。また、介護休業制度の規定のある事業所割合は55.6%であり、常用労働者に占める介護休業を取得した者の割合は0.04%となっています。

子の看護休暇制度の規定がある事業所割合は33.8%であり、取得者の男女別割合は女性54.2%、男性45.8%となっています。

その他詳しい内容については厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/08/h0809-1/index.html>)

「家庭教育に関する国際比較調査」の結果公表

国立女性教育会館では平成16、17年度に「家庭教育に関する国際比較調査」（日本、韓国、タイ、アメリカ、フランス、スウェーデンの12歳以下の子どもを育てている親等約千人対象）を実施しました。

日本の父親が、平日子どもと過ごす時間は3.1時間、韓国に比べれば長いのですが、他の国に比べて短くなっています。日本の母親が子どもと過ごす時間は6か国中最も長く、その結果、母親と父親の子どもとの接触時間の差が最も大きくなっています。

また、食事の世話、しつけ、保護者会への参加は母親まかせの傾向が見られ、特に、食事の世話をする父親は、他の国と比較して著しく少なく（10%）、日本の次に低い韓国と比べても半分以下です。しかし、日本の父親の約4割は「子どもと接する時間が短い」と悩んでおり、この悩みは平成6年調査の28%から41%に増加しました。その他、親になる前に小さな子どもの世話をする経験や親になるための学習経験が減少しており、母親、父親とも体験や学習が少ない中で親になっていることがうかがわれました。(<http://www.nwec.jp/news/page12.php>参照)

育児短時間勤務制度の導入等のための意見の申出

人事院は、平成18年8月8日、「育児のための短時間勤務の制度の導入等のための国家公務員の育児休業等に関する法律の改正」についての意見の申出を行いました。

これは、我が国の急速な少子化に対応するためには、国家公務員についても育児短時間勤務制度の導入など、職業生活と家庭生活との両立支援を推進することが求められていることを踏まえたものです。

具体的には、常勤職員のまま1週間当たりの勤務時間を短くできる育児のための短時間勤務の制度を設けるとともに、併せて、その後補充のための職員を任期付短時間勤務職員として採用できる制度及び週20時間勤務する育児短時間勤務職員2人を1つの

常勤官職に並立的に任用し、空いた官職に常勤職員を任用できる仕組みを導入するものです。

これにより、公務サービスの低下を招くことなく、長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となり、育児休業の取得率が依然として低い状況にある男性職員の育児参加の拡大にも資することが期待されます。

男女共同参画担当委員の活動状況について

男女共同参画に関する政府の施策についての苦情の処理については、行政相談委員を含む行政相談制度等既存の制度の積極的な活用により、その機能の充実を図ることとされており（「男女共同参画基本計画」）、行政相談委員の中から現在182名が「男女共同参画担当委員」に指名されています。

男女共同参画担当委員は、①各地の男女共同参画センター等で定期的に相談所を開設する、②男女共同参画に関する行政相談懇談会を開催し、苦情を受け付ける、③デパートなどに設けられている「総合行政相談所」で男女共同参画に関する施策についての苦情を受け付ける（仙台市 藤崎一番町館、名古屋市 栄町ビル、大阪市 大丸百貨店心斎橋店、熊本市 パレア、那覇市 中央郵便局）、④以上のような活動に役立てるために、地方公共団体の男女共同参画担当部局や男女共同参画センター等と連携・協力を深めるなど積極的に活動しています。

男女共同参画担当委員の氏名、相談所の開設スケジュールなど詳しくは、最寄りの管区行政評価局・行政評価事務所にご照会下さい（行政苦情110番「0570-090110」各局・所のホームページへのリンク一覧（http://www.soumu.go.jp/hyouka/tihou_h_f.htm）。

「理系に行こうinなら」の開催

内閣府理工系チャレンジ・キャンペーン指定地域～奈良県～

奈良県では6月17日・24日の両日、女子大学生や理系を志望する女子高校生を対象とした講演、公開講座・キャリア形成ガイダンスを実施しました。

6月17日は、都河東京医科歯科大学教授から「理系女性～今がチャンス～」というテーマの基調講演と塩満内閣府男女共同参画局調査課長（当時）の「理系を選んで行政で働く」というテーマの進路先ガイダンスがあり、会場の子女子高校生からも熱心な質問がありました。

6月24日は、春本奈良女子大学教授から「原生動物の世界に魅せられて」というテーマの科学講座と教員2名によるキャリア形成ガイダンスがあり、女子高校生が真剣に聞き入っていました。

また、8月24日には、女子大学生がオムロン京阪奈イノベーションセンターを訪問し研究施設を見学、その後若手女性研究者から「自己成長と働き甲斐」

というテーマのキャリア形成ガイダンスを受けるなど進路選択への貴重な機会となりました。

INFORMATION

I 種志望者対象「女子学生セミナー」開催のお知らせ

人事院では、国家公務員I種を目指す女性を対象に「女子学生セミナーin東京」を開催します。

日時：平成18年10月31日(火) 12:00～16:35

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター

ジャーナリストの福沢恵子氏による講演やI種採用女性公務員と参加者の皆さんとの意見交換を行います。女性のキャリアアップに関する講演は、今後の進路を決める上で大変参考になること請け合いです。意見交換では、第一線で活躍中のI種採用女性公務員が皆さんの疑問・質問に本音でお答えします。詳しくは、人事院ホームページ「国家公務員試験採用情報ナビ」をご覧ください。



【女性用パンフレット】

問い合わせ先：人事院企画課人材確保対策室

TEL：03-3581-5314

人事院HP【国家公務員試験採用情報ナビ】

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

日本司法支援センター（愛称：法テラス）業務開始！

法テラスが、いよいよ10月2日から業務を開始しました。たとえば、配偶者や恋人から暴力等の被害を受けたり、職場で差別的な扱いを受けた女性に、適切な法制度、相談窓口等の情報を無料で提供いたします。また、民事法律扶助業務を行うほか、犯罪被害者支援業務として、犯罪被害者支援に精通した弁護士を紹介や支援団体等の情報を無料で提供します。

おなやみなし
法テラス 0570-078374
なくことないよ
犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714
ホームページ <http://www.houterasu.or.jp>

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 （11月13日～同月19日）

（法務省・全国人権擁護委員連合会共催事業）

夫からの暴力や職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の女性にかかわる人権問題に対応するため、法務局・地方法務局に専用相談電話「女性の人権ホットライン」（全国共通0570-070-810）を設置し、女性職員や女性の人権擁護委員が相談に応じています。平成18年度から、この取組の強化のため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の11月13日から同月19日までを『全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間』として、平日は午前8時30分から午後7時30分まで、土・日曜日は午前10時から午後5時まで電話を受け付けます。悩んでいることがあれば、お気軽にご相談ください。

平成18年度「女性に対する暴力をなくす運動」

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

男女共同参画推進本部では、11月12日(日)から25日(土)までの2週間「女性に対する暴力をなくす運動」を実施します。この期間中、地方公共団体、民間団体などの協力により、全国で、女性に対する暴力の根絶や女性の人権尊重などに関する様々なイベントが開催されます。なお、運動期間最終日の11月25日(土)は国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」です。



女性に対する暴力に関するシンポジウム

内閣府では、専門家や有識者等による基調講演やパネルディスカッションを通して、女性に対する暴力に関する問題について理解を深めていただくことを目的として、シンポジウムを開催します。

主催 内閣府

日時 平成18年11月24日(金) 13:15～16:45

場所 イイノホール(東京都千代田区内幸町2丁目1番1号)

内容 ○基調講演

「配偶者からの暴力と子どもへの影響について」

○パネルディスカッション

「配偶者からの暴力の被害者とその子どもへの支援について」

申し込み要領

1 申し込み方法

- (1) 官製はがき、FAX又はホームページからお申し込みください。
- (2) 「女性に対する暴力に関するシンポジウム申込」と記載のうえ、氏名(ふりがな)、郵便番号、住所、電話番号、職業又は所属を記入し、下記申し込み先あて送付してください。

2 受付期限

平成18年11月10日(金)必着(ただし定員(600人)以上の応募があった場合には、先着順とさせていただきます。)

3 申し込み先

郵便：〒105-0003

東京都港区西新橋1-7-2 虎ノ門高木ビル

女性に対する暴力に関するシンポジウム事務局

FAX：03-3597-1097

ホームページ：<http://www.gender.go.jp/>

4 その他

手話通訳、託児サービスが必要な方はその旨、記載願います。

〈問い合わせ先〉

女性に対する暴力に関するシンポジウム事務局

TEL：03-3597-1126

※ 電話での申し込みはお受けしていません。

平成18年度「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」の開催について

国立女性教育会館では、内閣府との共催で、全国の配偶者暴力相談支援センター・男女共同参画センター等の相談員等を対象に「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」を開催します。

1. 基礎セミナー

①参加者：相談員等としての経験年数が3年未満の者・各会場50名程度

②期日・会場

○11月9日(木)～10日(金)

●青森県男女共同参画センター「アピオあおもり」

○11月15日(水)～16日(木)

●くまもと県民交流館「パレア」

○12月5日(火)～6日(水)

●広島県女性総合センター「エソール広島」

2. 応用セミナー

①参加者：配偶者からの暴力に関する相談員等としての経験年数が3年以上の者・50名程度

②期日：平成19年1月24日(水)～1月25日(木)

③会場：国立女性教育会館

3. 管理職セミナー

①参加者：配偶者からの暴力に関する相談事業を統括する立場の者等・50名程度

②期日：平成18年10月26日(木)～27日(金)

③会場：国立女性教育会館

※詳細は、国立女性教育会館のHP (<http://www.nwec.jp/>)にて御確認ください。

「平成18年度男女共同参画宣言都市奨励事業」の開催

○潟上市男女共同参画宣言都市記念式典

日時：平成18年11月5日(日)

場所：潟上市立羽城中学校(視聴覚ホール)

問い合わせ先：秋田県幼児教育課

(TEL：018-877-7804)

○那珂川町男女共同参画宣言都市記念式典

日時：平成18年11月23日(木・祝)

場所：ミリカローデン那珂川文化ホール

問い合わせ先：福岡県那珂川町住民生活部人権・

同和政策課

(TEL：092-953-2211)

編集・発行：内閣府男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

記事に関する問い合わせ先

TEL：03-5253-2111(代) FAX：03-3581-9566

発行日：偶数月の15日発行

インターネットホームページ <http://www.gender.go.jp/>